

# 登録理学療法士 更新

**【更新要件】広報誌等への投稿・執筆**

**運用マニュアル**

**(都道府県理学療法士会用)**

**—第1版—**

作成者	公益社団法人日本理学療法士協会
作成日	2021年6月30日
最終更新日	2022年3月30日

更新履歴

No.	更新日	更新内容
1	2022/3/30	3.3 注意事項を更新しました。
2		
3		
4		
5		

## 目次

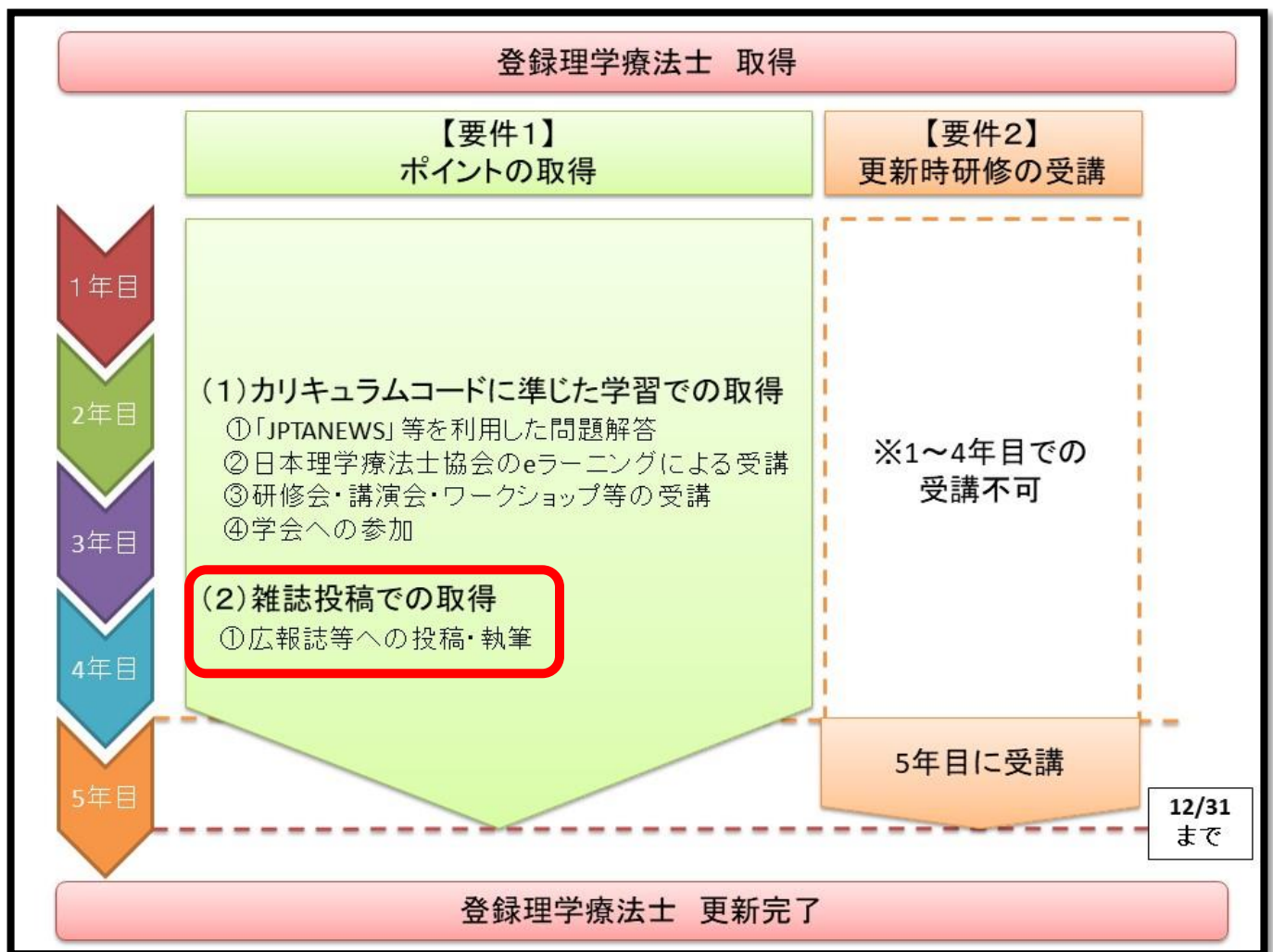
---

1. 概要 .....	4
2. 対象物 .....	5
2.1 選定要件 .....	5
2.2 特記事項 .....	5
3. ポイント取得 .....	6
3.1 取得要件 .....	6
3.2 取得対象者 .....	6
3.3 注意事項 .....	6
4. 履修登録 .....	7
4.1 登録方法 .....	7
4.2 注意事項 .....	7
5. FAQ .....	8
6. 問い合わせ先 .....	9

## 1. 概要

- ・登録理学療法士更新のためのポイント取得方法として「広報誌等への投稿・執筆」があります。
- ・日本理学療法士協会または都道府県理学療法士会発行の指定発行物への投稿・執筆を行うことで、ポイントを取得できます。

### 登録理学療法士更新のためのポイント取得方法 概要図



## 2. 対象物

---

### 2.1 選定要件

- ・以下の全ての要件を満たすものを対象物として選定できます。
  - (1) 発行元が都道府県理学療法士会であること。
  - (2) 学術雑誌ではないこと。

### 2.2 特記事項

- ・「2.1 選定要件」を満たす発行物であれば対象発行物は士会で選定できます。
- ・投稿、執筆分量や内容に定めはありません。
- ・発行形態に定めはありません（WEB 発行も可）。
- ・発行頻度に定めはありません。
- ・「監修」など士会が発行元でないものは対象外です。

## 3. ポイント取得

### 3.1 取得要件

- ・ 士会が予め選定した対象物において投稿または執筆すること。
- ・ 投稿者または執筆者が明確であること。

### 3.2 取得対象者

- ・ 対象物の発行日時時点で「登録理学療法士」取得者であること。  
※登録理学療法士取得者であっても、休会者や会員権利停止者は除きます。  
※投稿または執筆時点ではありませんのでご注意ください。

### 3.3 注意事項

- ・ 1つの発行物につき等しく1ポイントです。同号内で複数投稿または執筆している場合も1ポイントです。
- ・ 同じ対象物でも、発行日が異なれば別扱いとなり、それぞれでポイント取得可能です。  
※例：「JPTANEWS 4月号」と「JPTANEWS 6月号」は別扱い
- ・ 投稿や執筆回数に制限はありません。
- ・ 会員が登録理学療法士更新のためのポイントとして利用可能なポイント数は、1年あたり上限5ポイントです。1年とは4月1日～翌年3月31日を指します。ただし、士会側で各個人の上限数が現状何ポイントであるかを確認して登録する必要はありませんので、対象者であれば、そのまま履修登録を行ってください。
- ・ 実際に掲載された投稿や執筆が対象です。投稿や執筆を受け付けたものの、選考やその他の事情等により不掲載となった場合、ポイント取得対象外です。
- ・ 対象発行物のすべての投稿または執筆をポイント取得の対象とするのか、一部のみとするのかも士会で判断できます。必ず事前に十分にご協議ください。
- ・ 投稿や執筆を依頼、受け付ける際には、ポイント取得対象物であるか否かを明示してください。  
※明示した場合も発行日時時点で登録理学療法士未取得者（非対象を含む）には付与できません。

## 4. 履修登録

---

### 4.1 登録方法

- ・履修登録は会員個人ではなく士会が行います。
- ・発行日以前の事前登録はできません。必ず発行日当日以降にご登録ください。
- ・登録方法は「新・包括的会員管理システム操作マニュアル（士会担当者向け）-生涯学習管理について-」をご参照ください。

### 4.2 注意事項

- ・登録理学療法士更新のためのポイント取得活動対象期間には期限があります。登録理学療法士取得日～最終年度の12月31日までです。  
※2022年度内に登録理学療法士を取得した場合、活動対象期限は2026年12月31日です。
- ※ポイント取得日＝発行日となりますが、活動対象期限内に発行されていても、ポイント取得活動期間内にポイント登録作業がなされないとポイント取得はできません。
- ※2022年度内取得者の初回更新時の活動対象期限（2026年12月31日）以降、毎年12月31日間近の発行物を対象とする場合はご注意ください。

## 5. FAQ

---

Q：カリキュラムコードの選択が必要ですか。

A：本要件は「カリキュラムコードに準じた学習」ではありませんので、カリキュラムコードの選択は不要です。

Q：他士会所属会員の投稿または執筆も対象になりますか。

A：対象です。

Q：複数の団体で共同発行した書籍がありますが、対象物として選定できますか。

A：発行元に士会が含まれていれば、士会単独の発行でなくとも対象です。

Q：投稿や執筆内容に定めはないとありますが、何か基準はありますか。

A：特段、基準は設けていません。要件に該当する対象物の中で、何を対象とするかは士会で協議の上、決定してください。

Q：士会広報誌を対象物として選定予定です。同じ号の中でも、対象となる投稿や執筆を限定してもよいということですか。

A：そのとおりです。同じ号であっても全ての投稿や執筆を対象としなくてはならないという定めはありません。士会で協議の上、決定してください。



## 6. 問い合わせ先

---

公益社団法人日本理学療法士協会 事務局 教育推進課

E-mail : shougai(★)japanpt.or.jp

※(★)を@に変換してください

※お問い合わせは必ずメールにてお願いします